

平成 19 年になり、最初の臨時議会が 2 月 14 日に、定例議会が 3 月 1 日～22 日の会期で行われました。合併後ちょうど 2 年が経ち、格差のあった各種団体や市民活動への補助金が改正され、公共料金を含め新柳川市のほとんどの市民サービスが新年度から統一されることとなりますが、補助金などの中には不公平感の残るもの、偏ったものや支給額に疑問を感じるものも少なくありません。また、旧三橋、大和地区の校区公民館建設問題、小学校改修など大きな事業費を伴う課題も残されています。行政内部におきましては、団塊の世代の退職がいよいよ始まり、人員削減とも絡んで世代交代と職員ひとり一人の負担増に合わせ資質向上も問われることとなります。財政難の中、いかに市民サービスを落とさずに、健全財政を構築していくのか大きな課題です。この度、行政改革大綱と実施計画が策定され、いよいよ本格的な行財政改革が実施されることとなります。健全財政確立の基礎となるこの行政改革が目標どおりに出来るのかが、まずもって今後の新柳川市建設の鍵となります。しっかりと市民の目線と全国的な視野をもって注目していきたいと思えます。



柳川市議会議員

佐々木 創主

## 佐々木創主議会報告(15号)

2 月 14 日の平成 19 年第 1 回臨時議会と 3 月 1 日から 22 日間の会期で開催された第 2 回定例議会の主なものをご報告いたします。

**平成 19 年第 1 回臨時議会** 会期：2 月 14 日

### ○中島漁港物揚場新設工事の請負契約が承認されました

これは、旧大和町で平成 16 年度から開始された漁業団地整備事業の一連の事業で、団地へ最短距離で海苔などを搬入するため、矢部川に新たに物揚場を建設するもので、旧大和町の業者 9 社による一般入札の結果、(株)古賀建基（大和町皿垣開）が、245,700 千円で落札（落札率：97%）し、その契約について議会に諮られ全員賛成で承認されました。

### 漁業団地整備事業とは

#### 背景

海苔養殖業は、近年価格が低迷しており、事業形態が家庭ごとの個人事業で非効率的な経営が指摘されてきている中、労働負担、設備投資額の増大、後継者不足など多くの問題を抱えており、また、加工場が集落内にあるため夜間の騒音、排水による悪臭・河川の塩害など、周辺住民や農業者との軋轢の原因になっています。

同じ海苔養殖業の盛んな佐賀県では、そういった問題の解決と生産コストの削減、労働配分の効率化、漁家の所得の向上と安定化のため、10 年前から団地方式による協業化が進められ、半数以上の協業化への切り替えが進んでいます。

当地においても、協業化の必要性が叫ばれていましたが、漁家はそれぞれ一人親方であり、それぞれ養殖方法、労働形態、事業に対する意識も違うため、漁家の意識改革が協業への移行の鍵と言われてきました。そのなかで、漁家からもその必要性を訴える声も上がってきたため、営農放棄による土地利用対策が問われてきた大和干拓の再活用策も兼ねて、旧大和町で平成 16 年から事業が開始されているものです。

### 事業の概要

工期：平成 16 年度～26 年度

実施場所：大和干拓

総事業費：5,057,000 千円

以上のように巨額を投じる事業ですが約 50 億円の事業費の内、市の負担額が 1,127,000 千円、

漁協の負担が 940,000 千円となっています。具体的には漁協が事業主体となって加工場を建設し加入する漁家に貸与し、加入漁家は使用料を払うということになります。

では、この団地に加入を希望している漁家といえば、模様見の状況で、現在のところ 3 人と 5 人の 2 経営体の合計 8 人ということです。計画では最終的に 10 経営体が入ることになるようですが、1 経営体 5 人として、10 経営体で 50 人となります。では、この団地が満杯になり、さらに協業化を望む漁家がいる場合、さらに別の団地建設が必要になることとなります。柳川市には、現在 579 (柳川：263、大和：316) の海苔漁家がありますが、その数は減少傾向にあるものの、多くの人々がそれを望んだ時に新たに団地建設をするのか、この事業同様の補助をするのか、市の財政状況から見てそれが可能なのか、また、しないとすると団地加入者との不公平など、様々な難しい問題が残ることになります。それ以前に、この漁業団地が果たして埋まるのか、埋まらなければ 50 億円もの投資が果たして必要なのかという議論が巻き起こる可能性をはらんでいます。

漁業や農業というのは、莫大な経費投入が必要な産業ですが、いずれも当市にとって基幹産業であることは紛れもないことです。その農業は、食スタイルの変化やグローバル化による価格低迷など、その取巻く環境はめまぐるしく変わり、大変厳しいものになってきています。国際競争力の強化、食糧安保、食の安全などの観点から、国の農業政策も転換期を迎えています。

また、この海苔産業において、価格低迷が続くなか中国が脅威となってきていますし、有明海の環境問題も深刻です。そういう中、次の時代の経営形態として期待されるのが、この協業化ですが、莫大な事業費を投入し、入居者もなく雑草ばかり生えて、良かったのは地権者と工事業者だけだったでは洒落になりません。この事業成功のためには、漁家の意識改革が大きな鍵となります。先進的に、この事業に挑戦するこの漁家に期待したいものですし、行政、漁協あげての啓発活動も重要となります。また、先ほど述べた先行きの問題も大きな課題です。

## 平成 19 年柳川市第 2 回定例議会 会期：3 月 1 日～22 日

### ○平成 18 年度一般会計補正予算 (第 7 号) が、全員賛成で可決しました

平成 18 年度予算が、年度末の予算調整により歳入・歳出とも 678,300 千円減額され、予算総額が 28,744,560 千円となりました。平成 17 年度決算額(歳出ベース)と比べ 14 億円の減となっています。

### ○助役に代わり副市長が置かれ、収入役は廃止されることとなります

これまで市長を補佐するという事で、助役が置かれていましたが、自治体の規模拡大や地方分権による自治体の役割と責任の拡大、市長の事務量の増加などの理由で自治法が改正され、助役に代わって副市長が置かれることとなります。柳川では、現在の島田助役(農林水産省からの出向)に代わり、同じ農林水産省から大泉勝利氏(現東海農政局設計課長 50 歳 山形県出身)が、5 月から就任されることとなります。その職務内容は、これまでの市長の補佐、職員の監督などに加え、市長の命による政策の企画立案、市長の委任を受けた権限の執行なども行うこととなります。

また、収入役は市の収入・支出に関し、執行機関と分離してその公平性を保つため設置されてきましたが、電算化などによりその役割も変わり、本来の職務から離れ政策決定に関与している現状などから廃止されることになり、代わって一般職員から会計管理者が置かれることとなります。

### ○平成 19 年度一般会計予算が全員賛成で可決しました

予算総額は、歳入歳出とも 26,874,000 千円で、対前年度予算 27,995,000 千円に比較して 1,121,000 千円(4%)の減額となっています。

まず、歳入は三位一体の改革による税源移譲による住民税増により地方税が 630,409 千円(10.5%)増額していますが、反面、その暫定措置であった地方譲与税が 498,305 千円(57.1%)減額しています。また、定率減税が廃止されたことに伴い地方特例交付金が 109,000 千円(62.7%)減額となって

います。地方交付税も 200,000 千円 (2.5%) 減額。地方債は、事業圧縮などににより 942,800 千円 (25%) 減額となっています (H18 旧柳川の中学校給食センター建設費起債額 548,000 千円)。

また、歳出は、人件費が議員定数減、職員数減 (554→544) などにより 176,399 千円 (3.3%) 減額。維持補修費 (道路、水路の維持補修費の材料代・機械借上げ代、建物の補修費) が 34,865 千円 (16.8%) 減額。公債費 (市債の返済費) は平成 13 年度からの借り入れの返済開始などにより 136,827 千円 (4.6%) 増額。普通建設事業費は、農村総合整備事業の終了、給食センター建設終了、駅東部区画整理事業の事業費減、道路・水路維持補修費の圧縮などにより 1,172,474 千円 (18.9%) 減額となっています。

歳入予算				
	(単位千円)			
	平成 19 年度		平成 18 年度	増減率
	予算額	構成比	予算額	
地方税	6,608,904	24.6%	5,978,495	10.5
地方譲与税	375,000	1.4%	873,305	△57.1
利子割交付金	35,000	0.1%	22,000	59.1
配当割交付金	18,000	0.1%	9,000	100
株式譲渡所得割交付金	20,000	0.1%	11,000	81.8
地方消費税交付金	680,000	2.5%	680,000	0
自動車取得税交付金	220,000	0.8%	22,000	0
地方特例交付金	65,000	0.2%	174,000	62.6
地方交付税	7,900,000	29.4%	8,100,000	2.5
交通安全対策交付金	18,500	0.7%	18,500	0
分担金・負担金	453,056	1.7%	452,916	0
使用料・手数料	372,127	1.4%	357,496	4.1
国庫支出金	3,604,293	13.4%	3,658,237	△1.5
県支出金	2,005,468	7.5%	2,054,841	△2.4
財産収入	42,913	0.2%	34,301	25.1
寄附金	3	0.0%	3	0
繰入金	947,600	3.5%	997,080	△5.0
繰越金	150,000	0.6%	150,000	0
諸収入	524,136	2.0%	427,026	22.7
地方債	2,834,000	10.5%	3,776,800	△25.0
合計	26,874,000		27,995,000	△4.0

歳出予算				
	(単位千円)			
	平成 19 年度		平成 18 年度	増減率
	予算額	構成比	予算額	
人件費	5,240,363	19.5%	5,416,762	△3.3
物件費	2,816,467	10.5%	2,860,930	△1.6
維持補修費	172,500	0.6%	207,365	△16.8
扶助費	5,316,516	19.8%	5,222,846	1.8
補助費	2,200,608	8.2%	2,272,364	△3.2
公債費	3,089,336	11.5%	2,952,509	4.6
積立金	3,850	0.0%	30	
投資及び出資金	53,556	0.2%	125,192	△57.2
貸付金	321,472	1.2%	222,944	44.2
繰出金	2,621,130	9.8%	2,509,576	4.4
普通建設事業費	5,032,008	18.7%	6,204,482	△18.9
補助事業	2,295,571	8.5%	2,369,011	△3.1
単独事業	2,271,464	8.5%	3,098,958	△26.7
県営事業負担金	417,973	1.6%	736,513	△43.2
他団体事業負担金	47,000			100.0
災害復旧事業	6,194			100
補助事業	6,194			100
合計	26,874,000		27,995,000	△4.0

また、事業費の大きなものとしては、中島密集市街地整備事業 186,299 千円、駅東部区画整理事業 1,025,667 千円、簡保裏の散歩道整備事業 174,000 千円、桜ノ木団地建替事業 275,035 千円、漁業団地関連事業 510,571 千円、藤吉小学校改築 312,836 千円などとなっています。

その他、目新しい事業としては、住宅街などの狭い道路事情を解消するためセットバックにかかる測量・登記などの費用を市が負担することになります。また、双子以上の子供をお持ちの家庭にホームヘルパーを派遣する事業、子育て支援策として実施されてきた柳城児童館での「つどいの広場」が、週 1 日から毎日開かれることになります。また、農業では、これまでの個人単位の農業から柳川市内で 33 の集落営農組織が作られ、新しい形の農業経営がスタートするに当たり、地域活動、水路浚渫など地域環境整備などに対し、反当り 4,400 円補助金が支給されることになります。

○その他平成 19 年度特別会計予算が全員賛成で可決しました (単位：千円)

名称	平成 19 年度	平成 18 年度	比較	増減率
国民健康保険特別会計	9,917,000	8,938,000	979,000	11.0%
老人保健特別会計	8,816,000	9,064,000	-248,000	-2.7%

下水道事業特別会計	1,907,000	1,684,219	222,781	13.2%
住宅新築資金特別会計	7,276	8,327	-1,051	-12.6%
公共用地先行取得特別会計	5	5	0	0.0%

(単位：千円)

水道事業会計	平成 19 年度		平成 18 年度	
	収入	支出	収入	支出
収益的収支	1,383,875	1,411,536	1,393,691	1,447,185
資本的収支	436,419	783,678	483,684	809,246

収益的収支とは、施設の運転・管理等水道事業を運営するための経費とその財源です。

資本的収支とは、水道施設を建設・整備するための投資的経費とその財源です。

## ○柳川市掘割を守り育てる条例が制定されました

この条例は、旧柳川市で平成 11 年に制定されていましたが、今回の制定により、**全市域に適用されることになりました。**

内容としては、旧柳川市の同条例とほぼ同じ内容で、掘割を市の重要な歴史的かつ文化遺産として、市と市民が力を合わせより良い形で次の世代に引き継いでいくため、市・市民・事業者の責務と市の政策や事業、掘割環境の浄化、環境教育などの要綱が定められています。

旧柳川市では、市民への啓発活動、地域での自主的河川浄化活動、学校での活動など成果を挙げていますが、**現状は**、条例の規定に反し、今だに河川改修時に**コンクリート 3 面張り**の工法が用いられられたり、石積みではなくコンクリートでの護岸工事が行われています。石積みや木柵などの**自然に配慮した工法での割合は平成 11 年度が 25.8%、平成 18 年度が 30.8%**とまだまだ低い状況が続いており、条例と現実でかけ離れた状況が続いています。確かに石積み護岸は、コンクリートに比べ 1.3 倍の費用がかかるようですが、条例の存在から言って、更なる改善が求められます。

## ○行政運営の状況の公開内容が充実することになります

これまで、職員の数や給与の状況が市報で公開されてきましたが、地方公務員法の改正により、職員の任免や懲戒、勤務時間、勤務条件、勤務成績、福祉の保護などの状況が、市報とホームページで公開されることとなります。これらに加え、先進地で行われている職員採用にあたっての選考の過程、結果なども加えるべきと指摘しました。

## ○行政改革大綱と実施計画が策定されました

国地方合わせて 800 兆円もの借金を抱える状況の中、今後さらに地方交付税など国からの財政支援の減少が見込まれています。そういうなか、平成 17 年 3 月、国は地方行革指針のもと地方自治体に対し地方財政の健全化のための行財政改革の具体的取り組みの計画策定を求め通知をしました。それに伴い、柳川市でも行財政改革大綱と計画が策定されたのです。

そこで、次の時代の自治体構築に向け、まず人件費、物件費などを始めとする**経常経費削減**、民間の経営手法を導入した**新しい行政運営**、**市民が参画できる行政運営**の観点から行政改革実施計画が作成され、**平成 21 年度を目途として具体的な取り組み**がなされることになりました。

具体的な内容としては、経常収支比率の抑制（目標 90%）、旅費や備品費用などの物件費の削減（30 億円→26 億円）、職員の削減（40 人）などですが、詳細については市のホームページの中の「柳川市政－審議会－行政改革－会議等の内容」に掲載されていますのでご覧ください。

## ○各種の補助金が見直されました

地域や様々な団体の行事や活動、お祭りなどに、市が補助金を支給していますが、旧 1 市 2 町で支給団体に不平等があったり、支給額に差があったりしていました。また、支給の意義が問われるものもあり、上記の行政改革とも絡み、根本的見直しが命題となっていました。そこで合併後、学識経験者や有識者など 14 人で構成される**補助金等審査委員会**で審査されてきました。**対象となった補助金は 152 件**で、公益性、必要性、妥当性の観点から審査され、**結果としては現状維持が 0 件、10%減額は**

87件、20%減額は39件、廃止は26件となっており、これまでの補助金総額1,238,206千円（平成18年度見込額）から、55,086千円が減額されることとなります。

また、審査委員会は、支給方式の精算方式への転換、業績報告書の提出、第3者による定期点検、各種団体の自立の取り組みなどを今後の改善点としてあげ、逆に市民による公共活動など市民協働の活動には新たな補助金もと提言しています。

今回の縮減率は、10%、20%となっていますが、頭を傾げるような補助金も残っていますし、委員会の提言のように活動内容の精査が必要な不合理な支給もあります。今後、更なる改善が必要だと思います。

\*なお152件の審査結果は、私のホームページの「トピックス」に掲載していますのでご覧ください。

#### ○市町村設置型合併浄化槽の整備に関する条例案が賛成少数で否決されました

昨年の12月定例議会で否決された同条例案ですが、今回個人負担の額が1割程度、使用料が20%程度引き下げられ、市の職員の個人敷地への立ち入り等を盛り込んだ修正案が提案されました。しかし、根本的な問題解決になっておらず、賛成少数で否決されました。

#### ○平成20年度から75歳以上の高齢者の医療制度が変わることになります

現在75歳以上の高齢者医療は、国民健康保険および各組合保険などと老人保険制度で運営されていますが、自治体によって高齢化率や医療費の格差があり、財政力にも差があるため、75歳以上の医療は、国保や組合保険から切り離して後期高齢者医療制度として独立し、都道府県を一つの単位として運営されることとなります。福岡県でも、県内の全市町村が加盟する広域連合が設立されることとなります。

私たちにとって具体的にどういうことになるかと言うと、まず75歳以上の人たちはすべて今加入している国民健康保険などから脱退して、後期高齢者医療制度の福岡県広域連合に加入するということになります。保険料がどれくらいになるかと言うと、厚生労働省の試算では、全国平均で月額6,200円程とされていますが、この制度は都道府県単位になりますから均一ではありません。では、福岡県の保険料がどれくらいになるかと言うと、今の段階では分かりませんが、福岡県の老人医療費は全国的にも高いため、全国平均よりも割高になることが予想されます。また、0歳から74歳までの人は、退職医療制度の場合を除き今までと同じ保険制度ということになりますが、74歳までの人たちの加入保険から後期高齢者医療制度の財源の4割が賄われますので、75歳以上の医療費だけで当然その保険料にも影響してくることになります。いずれにしても、これから来年の4月に開始されるまでの1年間で、広域連合が組織され保険料を含め調整されることとなります。

#### ○市議会で議会報告が作成されることとなります

現在、市議会の活動状況は市のホームページと市報で報告されていますが、ごく限られたものとなっています。また、地方議会が、その活動内容はもとより情報公開など全国的に問われている中、この度、市議会の総意で広報誌を発行することが決まり、そのための特別委員会が設置され、議会広報誌の編集委員11名が選任されました。その委員長に私が推薦を受け、就任することになってしまいました。私は、議員が市民の皆さんに議会報告することは義務であるという思いで、いち早く、正確に、客観的に、を念頭においてこれまでこの議会報告で、皆様に行政と議会の情報をお伝えしてきました。そこで、議会の広報誌が作成されることに伴い、私の議会報告も、単なる報告部分を極力省き、より独自色を出すことが出来るようになると思います。まずは職責を全うできるよう、また、一議員としても工夫しながらやっていきたいと思っております。

なお、こういった議会報告にしていくのか、6月議会を目標として、これから先進地の例などを調査しながら内容を詰めていくこととなります。

#### ○政務調査費について

このところ、政治と金にまつわる問題が盛んに報道されていますが、その中で、頻繁に取り上げられているのが政務調査費です。

政務調査費とは、地方自治法に「議員の調査研究に必要な経費」とされていますが、一般的には、

議員が県政や市政全般にわたる政策や事務事業に関し、調査したり、その結果について県民、市民へ報告などを行う経費をとされており、ほとんどの市や都道府県の議会で支給されています。その支給内容は条例や要綱で定めてあり、支給額もまちまちで、福岡県議会の年額 600 万円などの高額もあれば年額 12 万円などと様々であります。筑後の近隣の市では、久留米市（60 万円）や大牟田市（24 万円）、筑後市（36 万円）などを除いて、年額 12 万円支給のところが多いようです。

柳川市の場合は、年度初めに年間総額の 12 万円が支給され、使用目的として研究調査費、調査旅費、資料作成・購入費、広報費、公聴費などとされ、領収書の添付義務はないのですが申し合わせで全議員が領収書を添付しています。

私の場合は、議員研修会の参加費用や、この議会報告に活用しています。皆さんへの議会報告は、年間 4 回発行していますが、一回当たり平均費用は印刷代と郵送代あわせて 8 万円～10 万円かかります。議会報告というのは議員としての義務と考えていますが、経費もかかるため非常にありがたく活用させていただいています。他の議員は、滋賀県の自治研修所で行われる全国市議会議員研修会や書籍代、各種新聞代などに使っている議員もいるようですが、その使い方は様々で、使わなかったものは返還しなければならないことは言うまでもありません。

この政務調査費は、議員同士の話題になりますが、ある議員が、先に 12 万円もらうから使わなきゃ損な気分になる、必要な額だけもらえればそれ以上は必要なくなると言っていました。それはもっともなことで、必要な分だけ申請をし、第 3 者機関が審査をして支給するという方法というのでも検討する必要があると思います

ほかに議員に支給されるものに費用弁償というものがあります。費用弁償とは「職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と地方自治法に規定されており、職務を行うために要する交通費、通信費、その他の雑費の弁償で、多くの市町村で支給されています。柳川市も、議会や委員会に出席する場合に一日につき 1,500 円支給されていましたが、昨年 10 月の議員選挙後に廃止になりました。近隣の自治体では、いまだ支給されているようです。

冒頭述べたように、新柳川市建設のための大前提として健全財政の構築のため行財政改革が始まります。同時に、どういう街づくりをしていくのかが問われることとなります。そこで、その基本となるマスタープランが完成し、それに基いた都市計画のマスタープラン策定が着手されています。それが、道路などのインフラ、土地利用、景観形成などの指針となり、次の時代の柳川の姿が見えてくることとなります。しかし、その実現には大きな財政支出も伴います。また、市民生活に密着した道路維持補修、水路環境維持などは恒常的に必要なものですし、旧大和・三橋の校区公民館建設、小学校改修といった問題も棚上げのままです。

そういったものと同時に、国の支援期間である平成 26 年までに、次の時代の柳川の基盤整備と財政健全化は命題であります。つまり、規模縮小を余儀なくされる平成 27 年以降に耐えうるだけの財政基盤と都市基盤を作らなければなりません。今回成立した平成 19 年度予算とその財源、合併の目玉である合併特例債や地域振興基金の活用状況などを見てみますと、非常に危惧を覚える点があります。そのことについては次号で述べることにしますが、参考までに私のホームページの「行政と議会」のページに合併特例債と基金の活用状況を掲載しておりますのでご覧ください。

平成 19 年 3 月 22 日  
柳川市議会議員  
佐々木創主

柳川市新外町 119-2  
TEL:0944-75-6057  
FAX:0944-75-6058  
e-mail:soshu.s@nifty.com  
<http://homepage3.nifty.com/soshu/>